	ＪＳＩＣ　二〇四一　革製履物製造業 ＪＳＩＣ　二〇五一　革製手袋製造業 ＪＳＩＣ　二〇六一　かばん製造業 ＪＳＩＣ　二〇七　袋物製造業 ＪＳＩＣ　二〇八一　毛皮製造業 ＪＳＩＣ　二〇九九　その他のなめし革製品製造業 ＪＳＩＣ　三二五三＊１　運動用具製造業 注　ＪＳＩＣの番号に付された星印１（＊１）は、これらの番号に定める活動のうち、この留保事項が対象とする活動が皮革製造業及び皮革製品製造業に関連するものに限られることを示す。ＪＳＩＣの番号に付された星印２（＊２）は、この番号に定める活動のうち、この留保事項が対象とする活動が動物系接着剤（にかわ）・ゼラチン製造業に関連するものに限られることを示す。
政府の段階	中央政府
義務の種類	内国民待遇（第八・四条及び第十・三条）
概要	サービスの貿易及び投資 １　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の皮革製造業及び皮革製品製造業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 ２　審査については、投資が日本経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。（注） 注　この概要において、この表Ａの「留保事項十」、「留保事項十二」、「留保事項十三」、「留保事項十五」、「留保事項十七」、「留保事項四十六」、「留保事項四十七」、「留保事項五十五」及び「留保事項五十七」に規定する「一国の安全」に言及していないことは第十・十五条（安全保障のための例外）及び第十七・十三条（安全保障のための例外）の規定が当該審査について適用されないこと又は日本国が当該審査を正当化するためにこれらの条の規定を援用する権利を放棄することを意味するものではない。 ３　投資家は、審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条

	３　計量証明事業（特定計量証明事業を含む。）を行おうとする者は、日本国内に事業所を設置しなければならず、その事業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。 ４　計量証明に使用する特定計量器の検査のサービスを提供しようとする者は、日本国内に法人を設立しなければならず、当該検査を行おうとする場所を管轄する都道府県知事の指定を受けなければならない。 ５　特定計量証明事業者に対する認定を行おうとする者は、日本国内に法人を設立しなければならず、経済産業大臣の指定を受けなければならない。 ６　計量器の校正等のサービスを提供しようとする者は、日本国内に法人を設立しなければならず、経済産業大臣の指定を受けなければならない。 注　この留保事項の適用上、 (a)　「計量器」とは、計量をするための器具、機械又は装置をいう。 (b)　「特定計量器」とは、取引若しくは証明における計量に使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供される計量器のうち、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差に係る基準を定める必要があるものとして政令で定めるものをいう。 (c)　「計量証明事業」とは、次のものをいい、その登録については、経済産業省令で定める事業の区分に従って行う。ただし、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であって計量証明事業を有するものとして政令で定めるものが計量証明事業を行う場合は、この限りでない。 ３に規定する要件が適用される「計量証明事業」とは、計量法第百三条の規定により計量証明事業を行う者であって政令で定めるものについて登録、指定その他の処分を受けた者が計量証明事業を行う場合は、この限りでない。 (i)　運送、面積、寄託又は売買の目的たる貨物の積卸し又は入出庫に際して行うその貨物の長さ、質量又は体積の計量証明（船積貨物の積込み又は陸揚げに際して行うその貨物の質量又は体積の計量証明を除く。）の事業 (ii)　濃度、音圧レベルその他の物象の状態の量であって政令で定めるものの計量証明の事業（(i)に掲げるものを除く。） (d)　「特定計量証明事業」とは、(c)(ii)に規定する物象の状態の量であって極めて微量のものの計量証明を行うために高度の技術を必要とするものとして政令で定める事業をいう。
措置	計量法（平成四年法律第五十一号）第三章、第五章、第六章及び第八章 計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号） 指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令（平成五年通商産業省令第七十二号）

	医療及び福祉 ＪＳＩＣ　八五九九　他に分類されない社会保険・社会福祉・介護事業
政府の段階	中央政府
義務の種類	市場アクセス（第八・五条） 現地における拠点（第八・十一条） サービスの貿易
概要	日本国の法令に基づいて厚生労働大臣の認可を得た事業主の団体又はその連合団体のみが、事業主の委託を受けて労働保険業務を行うことができる。日本国の法令により当該労働保険業務を行おうとする団体は、日本国内に事務所を設置しなければならず、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四章 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）
措置	

	鉱業及び鉱業に付随するサービス ＪＳＩＣ　〇五　鉱業、採石業、砂利採取業
政府の段階	中央政府
義務の種類	内国民待遇（第八・四条及び第十・三条） 市場アクセス（第八・五条） 現地における拠点（第八・十一条）
概要	サービスの貿易及び投資 日本国の国民又は日本国の法人のみが、鉱業権又は租鉱権を保有することができる。（注） 注　鉱業権又は租鉱権を必要とするサービスは、日本国の国民又は日本国の法人が鉱業法第二章及び第三章の規定に従って供給しなければならない。
措置	鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第二章及び第三章

	計量サービス ＪＳＩＣ　七四四一　商品検査業 ＪＳＩＣ　七四五　計量証明業
政府の段階	中央政府
義務の種類	市場アクセス（第八・五条） 現地における拠点（第八・十一条）
概要	サービスの貿易 １　特定計量器の定期検査のサービスを提供しようとする者は、日本国内に法人を設立しなければならず、当該定期検査を行おうとする場所を管轄する都道府県知事（その場所が特定市町村の区域にある場合にあっては、特定市町村の長）の指定を受けなければならない。 ２　特定計量器の検定のサービスを提供しようとする者は、日本国内に法人を設立しなければならず、経済産業大臣の指定を受けなければならない。
措置	船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条

	船舶の国籍に関する事項
政府の段階	中央政府
義務の種類	内国民待遇（第八・四条及び第十・三条） 市場アクセス（第八・五条） 経営幹部及び取締役会（第十・七条）
概要	サービスの貿易及び投資 １　日本国を旗国とする船舶を運航する登録会社の設立を通じて国際海上運送サービス（旅客及び貨物の運送サービスを含む。）を提供する場合については、国籍要件を適用する。 ２　「国籍要件」とは、日本国の国民又は日本国の法令に基づいて設立された会社であってその代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国の国民であるものにより、船舶が所有されなければならないことをいう。
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条